証券コード：9202

第70回
定時株主総会
招集ご通知

開催概要

●日　時

平成27年６月29日（月曜日）午前10時

●場　所

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」
東京都港区高輪三丁目13番１号
電話　03-3442-1111

CONTENTS

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役10名選任の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件
　　第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

（提供書面）
事業報告 …… 18
計算書類等 …… 47
監査報告書 …… 53

株主総会当日にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、とりやめさせていただいております。

ＡＮＡホールディングス株式会社

議決権行使のお願い

議決権の行使方法は、以下の３つの方法がございます。株主総会参考書類（５～17ページ）をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会へ出席し、行使される場合

同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成**27**年**6**月**29**日**(月)**
午前10時(受付開始午前８時30分)

・お手数ながら議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵送で行使される場合

同封の議決権行使書用紙に記載されているお願いをお読みいただき、各議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

行 使 期 限
平成**27**年**6**月**26**日**(金)**
午後６時到着分まで

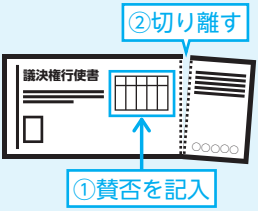

インターネットで行使される場合

当社指定の議決権行使サイト
http://www.web54.net
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行 使 期 限
平成**27**年**6**月**26**日**(金)**
午後６時受付分まで

詳細は３ページをご参照ください。

証券コード　9202
平成27年６月８日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目５番２号
ＡＮＡホールディングス株式会社
代表取締役社長　片野坂　真哉

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、左ページのご案内に従って平成27年６月26日（金）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１.開催日時　平成27年６月29日（月曜日）午前10時

２.開催場所　東京都港区高輪三丁目13番１号
グランドプリンスホテル新高輪
「国際館パミール」
（末尾の「株主総会　会場ご案内図」をご参照ください。）

３.会議の目的事項

報告事項
１．第65期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第65期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

4．議決権の行使に関するお知らせ

（1）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（2）インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

5．ウェブサイトでの開示に関するお知らせ

法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結注記表

②個別注記表

ウェブサイト　http://www.anahd.co.jp/investors/

6．株主様へのお知らせ方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。

ウェブサイト　http://www.anahd.co.jp/investors/

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます（午前8時30分に受付を開始いたします）。

◎株主総会当日にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、とりやめさせていただいております。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

（1）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】

http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

（2）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（3）議決権の行使期限は、平成27年６月26日（金曜日）午後６時受付分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（4）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（5）インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（6）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（7）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（8）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（9）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

【システムに係わる条件について】

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（1）パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

イ．ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

ロ．PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

③ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

④本サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について】

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間 9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する還元を経営の重要課題と認識しており、将来の事業展開に備えた財務体質強化という課題とのバランスを考えつつ、充実させていきたいと考えております。

当期の売上高につきましては、事業規模を拡大させた国際線を中心に、需要を着実に取り込んだこと等から増収となりました。一方、費用につきましては、事業規模拡大に伴う燃油費・機材賃借費等の増加はあったものの、「2014～2016年度ＡＮＡグループ中期経営戦略」に掲げているコスト構造改革を遂行した結果、営業利益、経常利益、当期純利益は増益となりました。

当期の配当につきましては、当期の業績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり、１株につき４円とさせていただきたく存じます。

（１）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金４円
総額14,045,976,908円

（２）剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該の取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条第２項および第35条第２項の一部を変更するものであります。なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第29条（取締役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。	第29条（取締役の責任免除） （現行どおり）
②　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	②　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第35条（監査役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。	第35条（監査役の責任免除） （現行どおり）
②　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	②　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役　大橋洋治、丸山芳範の両氏は、平成27年３月31日をもって辞任し、現在の取締役８名はいずれも本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	 伊東　信一郎（いとう　しんいちろう） （昭和25年12月25日） 再任	昭和49年４月　当社入社 平成13年４月　当社人事部長 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役執行役員 平成16年４月　当社常務取締役執行役員 平成18年４月　当社専務取締役執行役員 平成19年４月　当社代表取締役副社長執行役員 平成21年４月　当社代表取締役社長 平成27年４月　当社代表取締役会長 取締役会議長 現在に至る 重要な兼職の状況 三菱重工業株式会社監査役（社外）	121,050株
2	 片野坂　真哉（かたのざか　しんや） （昭和30年７月４日） 再任	昭和54年４月　当社入社 平成16年４月　当社人事部長 平成19年４月　当社執行役員 平成21年４月　当社上席執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成23年６月　当社常務取締役執行役員 平成24年４月　当社専務取締役執行役員 平成25年４月　当社代表取締役副社長執行役員 平成27年４月　当社代表取締役社長 グループ経営戦略会議議長、 グループＣＳＲ推進会議総括、 グループ監査部担当 現在に至る	85,000株
3	 竹村　滋幸（たけむら　しげゆき） （昭和25年５月30日） 再任	昭和50年４月　当社入社 平成16年５月　当社調査室長 平成17年４月　当社執行役員 平成19年４月　当社上席執行役員 平成20年６月　当社取締役執行役員 平成22年４月　当社常務取締役執行役員 平成23年６月　当社専務取締役執行役員 平成26年４月　当社取締役副社長執行役員 調査部・アジア戦略部・ 空港・施設企画部担当 現在に至る	54,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	 とのもときよし 殿元清司 （昭和30年６月23日） 再任	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社企画室主席部員 平成18年４月　当社執行役員 平成20年４月　当社上席執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成23年６月　当社常務取締役執行役員 平成25年４月　当社専務取締役執行役員 平成27年４月　当社専務取締役執行役員 グループＣＳＲ推進会議議長、秘書部・グループ法務部担当、コーポレートコミュニケーション室長 現在に至る	75,000株
5	 ながみねとよゆき 長峯豊之 （昭和30年９月10日） 新任	昭和55年４月　当社入社 平成19年４月　当社勤労部長 平成21年４月　当社執行役員 平成23年６月　当社上席執行役員 平成25年４月　全日本空輸株式会社取締役執行役員 平成26年４月　当社上席執行役員 平成27年４月　当社上席執行役員 グループ人財戦略部・沖縄地区担当、グループ経営戦略室長 現在に至る	39,000株
6	 ひらこゆうじ 平子裕志 （昭和33年１月25日） 新任	昭和56年４月　当社入社 平成22年４月　企画室企画部長 平成23年６月　当社執行役員 平成25年４月　全日本空輸株式会社上席執行役員 平成27年４月　当社上席執行役員 財務企画・ＩＲ部担当 現在に至る	24,000株
7	 しのべおさむ 篠辺修 （昭和27年11月11日） 再任	昭和51年４月　当社入社 平成15年４月　当社整備本部技術部長 平成16年４月　当社執行役員 平成19年４月　当社上席執行役員 平成19年６月　当社取締役執行役員 平成21年４月　当社常務取締役執行役員 平成23年６月　当社専務取締役執行役員 平成24年４月　当社代表取締役副社長執行役員 平成25年４月　当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 全日本空輸株式会社代表取締役社長 定期航空協会会長	85,050株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	 もり　しょう　すけ 森　詳　介 （昭和15年８月６日） 再任　独立役員 社外取締役候補者	平成11年６月　関西電力株式会社 常務取締役 平成13年６月　関西電力株式会社 代表取締役副社長 平成17年６月　関西電力株式会社 代表取締役社長 平成18年６月　当社取締役 現在に至る 平成22年６月　関西電力株式会社 代表取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（社外） 株式会社ロイヤルホテル取締役（社外） 公益社団法人関西経済連合会会長	0株
9	 やま　もと　あ　ど 山　本　亜　土 （昭和23年12月１日） 再任　独立役員 社外取締役候補者	平成16年６月　名古屋鉄道株式会社 常務取締役 平成18年６月　名古屋鉄道株式会社 専務取締役 平成20年６月　名古屋鉄道株式会社 代表取締役副社長 平成21年６月　名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成25年６月　当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 矢作建設工業株式会社監査役（社外） 中部鉄道協会会長	20,000株
10	 こ　ばやし 小　林　いずみ （昭和34年１月18日） 再任　独立役員 社外取締役候補者	平成13年12月　メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 平成14年７月　株式会社大阪証券取引所 取締役（社外） 平成20年11月　世界銀行グループ 多数国間投資保証機関長官 平成25年７月　当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 サントリーホールディングス株式会社取締役（社外） 三井物産株式会社取締役（社外）	20,000株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．森詳介氏は、関西電力株式会社の代表取締役会長でありますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
３．山本亜土氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役社長でありますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。なお、当社グループ企業と同社および同社のグループ企業数社との間に、航空券販売の受委託に関する取引等があります。

4．山本亜土氏は、平成27年６月25日開催予定の名古屋鉄道株式会社の定時株主総会後の取締役会において代表取締役会長に就任予定です。また、同氏は、平成27年６月26日開催予定の矢作建設工業株式会社の定時株主総会において、社外取締役候補者になっております。
5．伊東信一郎氏は、平成27年６月26日開催予定の三菱重工業株式会社の定時株主総会において、社外取締役（監査等委員）候補者になっております。
6．森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏は、社外取締役候補者であります。
7．森詳介氏を社外取締役候補者とした理由は、公共性の高い事業における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。
8．山本亜土氏を社外取締役候補者とした理由は、運輸業界における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。
9．小林いずみ氏を社外取締役候補者とした理由は、民間金融機関および国際開発金融機関の代表としての豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。
10．森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって森詳介氏が９年、山本亜土および小林いずみの両氏は２年となります。
11．森詳介氏が社外監査役を務める株式会社かんでんエンジニアリングは、遅くとも平成21年４月から平成24年11月までの間、関西電力株式会社が発注する架空送電工事および地中送電工事について、他の事業者と共同して受注調整を行うことにより、競争を実質的に制限したことは、独占禁止法第２条第６項の「不当な取引制限」に該当し、同法第３条に違反するとして平成26年１月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。森詳介氏は、従前より経営全般に対する公正な監査に努めておりますが、本件に関しては再発防止策およびその実施状況等について報告を受け、これに対して社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
12．当社と森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。
13．当社は森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　大川澄人氏が任期満了により、監査役　井上伸一氏が辞任により退任いたしますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	 おお　かわ　　すみ　ひと 大　川　　澄　人 （昭和22年１月27日） 再任　独立役員 社外監査役候補者	昭和44年７月　日本開発銀行入行 平成12年３月　日本政策投資銀行理事 平成16年６月　日本政策投資銀行副総裁 平成18年10月　日本政策投資銀行顧問 平成19年６月　財団法人日本経済研究所理事長 （平成22年12月より一般財団法人に移行） 平成23年６月　当社監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社関電工監査役（社外）	37,000株
2	 まる　やま　　よし　のり 丸　山　　芳　範 （昭和28年10月９日） 新任	昭和51年４月　当社入社 平成17年４月　当社整備本部副本部長 平成18年４月　当社執行役員 平成20年４月　当社上席執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成23年６月　当社常務取締役執行役員 平成25年４月　当社専務取締役執行役員 平成27年４月　当社参与 現在に至る	67,000株

（注）１．両監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．大川澄人氏は、社外監査役候補者であります。

３．大川澄人氏を社外監査役候補者とした理由は、政策金融機関の代表としての豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社監査体制がさらに強化できると判断したためであります。

４．大川澄人氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

５．大川澄人氏が社外監査役を務める株式会社関電工は、東京電力株式会社が発注する地中送電ケーブル工事に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成25年12月20日に公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、これに伴い平成26年４月10日には、国土交通省より建設業法に基づく営業停止処分を受けました。大川澄人氏は、平素より取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、本件に関しても独占禁止法を始めとする関係法令の遵守および再発防止に向けた社外監査役としての必要な対応を行うとともに適宜報告を求める等、その職責を果たしております。

6．当社と大川澄人氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。
7．当社は、大川澄人氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
8．当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、丸山芳範氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と中長期的な業績および株式価値との連動性をより高め、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績ならびに企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を一層高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入をお願いするものであり、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度に係る取締役の報酬等の額および内容については、平成23年６月20日開催の当社第66回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額（年額960百万円以内。ただし、社外取締役分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、新たな株式報酬を取締役に対して与えることといたしたく存じます。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬（月額報酬）のみとしております。

現時点において、本制度による報酬の支給対象となる取締役は５名であり、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度による報酬等の支給の対象となる取締役は７名となります。

２．本制度における報酬等の額および内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を取締役報酬等の額の原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、連結業績目標の達成度等に応じて、本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が、取締役に交付または給付（以下、「交付等」という。）される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役に当社株式等の交付等を行う時期は、取締役を退任した後に一括して行うものとします。

（２）当社が本信託に拠出する金銭の上限および当社株式の取得方法

当社は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、１事業年度あたり総額100百万円を上限として拠出し、本信託を設定します。なお、本制度に係る取締役の報酬等の額には、社外取締役を含まず、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

具体的には、当社は、平成28年３月末日で終了する事業年度から平成32年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、「当初対象期間」という。）のための株式取得資金として、上限合計500百万円を本信託に拠出した後、本信託が取引市場を通じて当社株式を取得します。

また、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は原則として５事業年度ごとに、本制度に基づく取締役への株式等の交付等を行うために必要となることが見込まれる数の株式を取得するための資金として、５事業年度分で合計500百万円を上限として本信託に追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出の対象５事業年度の直前の対象５事業年度の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与済みの株式ポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額を考慮した上で追加拠出する金銭を決定します。

（３）取締役に交付される当社株式の具体的な内容

当社は、事業年度ごとに、各取締役の職務執行の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標の達成度等に応じて変動する係数を乗じて算出される「株式ポイント」を各取締役に付与します。

取締役に付与される１事業年度あたりの株式ポイント数の合計は、40万ポイント（当社普通株式40万株相当）を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準や取締役の員数、株価の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与される株式ポイントは、次の（4）に記載の当社株式等の交付等に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等によって増加または減少した場合には、株式ポイント1ポイントあたりに交付される当社株式の数を合理的な方法により調整します。

（4）取締役に対する交付時期

取締役が退任し、受益者要件を充足した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、取締役退任時までに付与された累積株式ポイント数に応じた当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

要件を満たす場合には、交付される当社株式の一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭を給付します（対象取締役が死亡した場合には、当該取締役の相続人が、当該取締役に付与された累積株式ポイント数に対応する当社株式を時価で換算した金額について、金銭給付を受けることとなります。）。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（5）本信託に属する当社株式に関する議決権行使

本信託に属する当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（6）その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本議案の範囲内において、取締役会において定めることといたします。

（ご参考）

○取締役報酬制度の構成

当社取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と業績によって支給額が変動する「業績連動報酬」で構成いたします。「業績連動報酬」は、従来からある連結業績目標の達成度等に応じて金銭を支給する「賞与」と、連結業績目標の達成度等に応じて株式等を交付する「株式報酬」で構成することといたします。

なお、社外取締役の報酬は、従来どおり定額の固定報酬（月額報酬）のみとしております。

○報酬決定のプロセス

当社では、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役、社外有識者が過半数を占める報酬諮問委員会を設けており、取締役会において報酬方針を決議する前に、同委員会において審議を行っております。なお、本制度の導入についても、報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会決議を経た上で、本総会に諮っております。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期のわが国経済は、個人消費が底堅い動きとなる中で、企業収益に改善の動きがみられる等、景気は緩やかな回復基調が続きました。先行きについては、海外景気の下振れ等、景気を下押しするリスクが懸念されるものの、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されております。航空業界を取り巻く環境は、国内・海外経済の緩やかな回復および円安基調が続く中で、訪日外国人の増加等により、需要は概ね堅調に推移しました。

このような経済情勢の下、航空事業の収益性を高める「コア事業の強化」、戦略的投資等を通じて経営基盤を強固なものとする「収益ドメインの拡大・多様化」、競争力を強化する「コスト構造改革の進化」を３本の柱とした「2014～2016年度ＡＮＡグループ中期経営戦略」を遂行しております。

以上の結果、当期における連結業績は、航空事業を中心に増収となったことから、売上高は１兆7,134億円（前期比9.1％増）、事業規模に連動した燃油費・機材賃借費等の営業費用が増加したものの、営業利益は915億円（前期比38.7％増）、経常利益は671億円（前期比56.4％増）と前期を上回りました。全日本空輸株式会社において、確定給付年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより特別利益を計上したこと等の結果、当期純利益は392億円（前期比107.8％増）となりました。

以下、当期におけるセグメント別の概況をお知らせいたします。

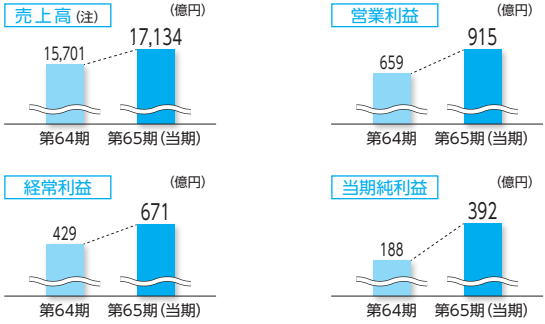

(注) 事業上の関連性の高い航空会社に対する航空機燃料の売上取引について、売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、経営成績をより適切に表示するため、当期より売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に会計方針を変更しております。これに伴い前期については、当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。

◎航空事業

当社グループは、英国スカイトラックス社（航空業界の格付会社）から、顧客満足度で最高評価となる「5 STAR AIRLINE」に３年連続で認定されました。

○国内線旅客

国内線旅客は、期を通じて需要が堅調に推移しました。７月より普通運賃を改定したことに加え、各種割引運賃を柔軟に設定したこと等により需要を着実に取り込んだ結果、旅客数・収入ともに前期を上回りました。

路線ネットワークでは、７月より伊丹・札幌＝青森線、ウインターダイヤから羽田＝中部線を新規開設しました。また、サマーダイヤから羽田＝石見・鳥取・函館線、伊丹＝札幌・福島・宮崎線、福岡＝仙台線を増便し、ウインターダイヤから羽田＝岡山・沖縄線、福岡＝沖縄線を増便する等、ネットワークの充実を図りつつ、需要動向に応じて機動的に機材を変更する等、需給適合を推進しました。

営業面では、各種「旅割」運賃の水準をきめ細かく見直した他、夏季期間にはお子様に人気のポケモンを使用したキャンペーンを展開する等、需要喚起に努めました。

サービス面では、「ANAマイレージクラブ会員」を対象に1マイル単位でマイルを「ANA SKYコイン」に交換できるサービスを開始した他、機内販売において「楽天Edy」に加え、「Suica」をはじめとする交通系電子マネーのご利用を可能とする等、利便性の向上を図りました。また、那覇空港に国内線「ANA SUITE LOUNGE」を新設した他、日本各地の食・お酒・スイーツ・カルチャーを国内外に発信する「Tastes of JAPAN by ANA」を通じて各地の特産品を機内・地上サービスに取り入れ、お楽しみいただけるようにする等、競争力の強化に努めました。

なお、客室乗務員、地上旅客スタッフ、ラウンジスタッフの制服を本年2月より全面リニューアルし、ブランド力の強化に努めました。

○国際線旅客

国際線旅客は、新規路線開設・増便により事業規模を拡大する中で、長距離路線を中心に需要が好調に推移したことに加え、中国・アジア路線を中心とした旺盛な訪日需要を取り込んだこと等により、旅客数・収入ともに前期を上回りました。

路線ネットワークでは、サマーダイヤからの羽田空港発着枠拡大に伴い、羽田＝ロンドン・パリ・ミュンヘン・ハノイ・ジャカルタ・マニラ・バンクーバー線を新規開設したことに加え、羽田＝フランクフルト・シンガポール・バンコク線を増便し、都心からのアクセス利便性を活かしたビジネス需要や日本各地からの乗り継ぎ需要を取り込みました。成田空港では、サマーダイヤから成田＝デュッセルドルフ線を新規開設する等、ネットワークの充実を図りました。また、需要動向に応じて機動的に機材を変更しました。

営業面では、「ビジ割」、「エコ割」等の各種割引運賃を日本発全方面に設定したこと等により、需要喚起に努めました。

サービス面では、羽田空港の「ANA SUITE LOUNGE」、「ANA LOUNGE」を増設・拡張した他、国際線の一部機材において、300チャンネルを超える機内エンターテイメント番組を、多言語でお楽しみいただけるようにする等、競争力の強化に努めました。

○貨物

国内線貨物は、上半期は他社との競争激化による影響を受けたものの、宅配貨物需要や、日本各地と羽田空港発着国際線との接続貨物需要を取り込みました。10月以降は台風の影響を受けたことに加え、九州発の生鮮野菜貨物需要が伸び悩んだこと等により、輸送重量は前期を下回りましたが、単価が向上したこと等により、収入は前期を上回りました。

国際線貨物は、日本発北米・アジア向け自動車関連部品等が好調であったことに加え、拡大した旅客・貨物便ネットワークを活用し、アジア・欧州発日本向け貨物や、アジア・中国発欧米向け三国間輸送貨物の旺盛な需要を取り込みました。また、沖縄貨物ハブを活用したアジア域内の三国間輸送貨物やエクスプレス貨物を取り込みました。貨物便ネットワークでは、貨物専用機を１機追加導入して10機体制とし、５月より沖縄－シンガポール－成田線、成田＝ジャカルタ線を新規開設した他、需要に応じた臨時便を設定しました。また、12月より日欧間においてルフトハンザカーゴＡＧとの航空貨物共同事業（ジョイントベンチャー）を開始したこと等により、輸送重量・収入ともに前期を上回りました。

○その他

航空事業におけるその他には、マイレージ附帯収入や、ＬＣＣ事業を営むバニラ・エア株式会社の収入、機内販売収入、整備受託収入等が含まれています。

バニラ・エア株式会社では、７月より成田＝奄美大島線、11月より成田＝香港線、本年２月より成田＝高雄線を新規開設した他、スマートフォンで航空券の予約ができるようにしたことや、マイルをバニラエアの特典航空券に交換できるようにする等、利便性の向上を図りました。また、他業種との共同キャンペーンを継続的に展開する等、認知度の向上に努めました。なお、６月に154便を欠航しましたが、７月以降は必要な運航乗務員数を確保し、計画通り運航いたしました。

当期におけるバニラ・エア株式会社の輸送実績は、旅客数は1,141千人、座席キロは2,202,656千席キロ、旅客キロは1,767,914千人キロ、利用率は80.3％となりました。

◎航空関連事業

羽田空港・関西空港・那覇空港における外国航空会社からの搭乗受付や手荷物搭載等の空港地上支援業務の受託が増えたことや、4月より営業を開始した株式会社ＡＮＡＣａｒｇｏの売上を新たに計上したこと等により増収となりました。

◎旅行事業

国内旅行は、主力商品の「ANAスカイホリデー」において、関西方面の取扱高が好調であったことに加え、九州方面の取扱高も堅調に推移しましたが、前年好調であった関東方面の需要が減退した他、ダイナミックパッケージ商品の一部を、7月より新たに営業を開始した持分法非適用関連会社である株式会社ＡＮＡじゃらんパックで取扱うこととしたこと等により、国内旅行売上高は前期を下回りました。

海外旅行は、主力商品の「ANAハローツアー」において、羽田空港発着路線の拡大にあわせて商品ラインナップを拡充し、日本各地発の需要を取り込んだことに加え、ダイナミックパッケージ「旅作」が好調に推移したこと等により、海外旅行売上高は前期を上回りました。また、訪日旅行については、台湾・香港からの需要が好調であったこと等により、取扱高は前期を上回りました。

◎商社事業

リテール部門においては、羽田空港発着路線の拡大による旅客数の増加や、訪日外国人の増加に伴い、空港免税店「ANA DUTY FREE SHOP」や空港物販店「ANA FESTA」の販売が好調であったことに加え、航空・電子部門では、半導体関連の受注が好調に推移しました。また、食品部門では、アジア域内を中心に高まる日本食への需要を取り込むべく、日本食材の輸出を開始しました。

◎その他

ビルメンテナンス事業が好調に推移したことや、不動産事業が堅調であったこと等により増収となりました。

セグメント別の売上高ならびに企業集団の輸送実績は以下のとおりです。

セグメント別	売上高	セグメント利益	セグメント資産
航空事業	14,846億円	816億円	21,109億円
航空関連事業	2,237億円	90億円	1,392億円
旅行事業	1,690億円	45億円	570億円
商社事業	1,270億円	40億円	499億円
その他	325億円	16億円	1,309億円
合計	20,370億円	1,009億円	24,880億円
調整額	(3,236億円)	(94億円)	(1,856億円)
連結	17,134億円	915億円	23,024億円

(注) 売上高にはセグメント間の取引を含みます。また、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

航空事業区分		平成26年度(当期)	平成25年度(前期)	前期比増減率
国内線	旅客収入	6,833億円	6,751億円	1.2%
	貨物収入	325億円	321億円	1.5%
	郵便収入	37億円	35億円	4.2%
国際線	旅客収入	4,683億円	3,953億円	18.5%
	貨物収入	1,247億円	1,047億円	19.1%
	郵便収入	58億円	51億円	14.9%
その他収入		1,659億円	1,482億円	11.9%
合計		14,846億円	13,643億円	8.8%

(注) 事業上の関連性の高い航空会社に対する航空機燃料の売上取引について、売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、経営成績をより適切に表示するため、当期より売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に会計方針を変更しております。これに伴い前期の「その他収入」および「合計」については、当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。

区分		平成26年度(当期)	平成25年度(前期)	前期比増減率
国内線	旅客数	4,320万人	4,266万人	1.3%
	貨物輸送重量	47万5千トン	47万7千トン	△0.3%
	郵便輸送重量	3万2千トン	3万2千トン	0.6%
国際線	旅客数	720万人	633万人	13.8%
	貨物輸送重量	84万1千トン	71万0千トン	18.5%
	郵便輸送重量	3万5千トン	3万3千トン	4.3%

(注) バニラ・エア株式会社の実績は含みません。なお、同社は貨物・郵便の取扱いをしておりません。

②設備投資の状況

イ．当期において実施した設備投資の総額は274,702百万円であり、当期に完成した主要な設備は次のとおりであります。

ボーイング777－300型機　1機（自社所有）
ボーイング787－9型機　2機（自社所有）
ボーイング787－8型機　5機（自社所有・リース）
ボーイング767－300F型機　1機（リース）
ボーイング737－800型機　7機（自社所有・リース）
エアバス A320－200型機　5機（リース）

ロ．当期における主要な設備の除売却等は次のとおりであります。

ボーイング747－400型機　1機（売却）
ボーイング767－300型機　5機（売却）
エアバス A320－200型機　4機（売却）
ボンバルディアDHC-8-300型機　1機（売却）

ハ．当期継続中の主要な設備の拡充は次のとおりであります。

ボーイング777－9X型機 20機（発注中）
ボーイング777－300型機　8機（発注中）
ボーイング787－10型機　3機（発注中）
ボーイング787－9型機 42機（発注中）
ボーイング787－8型機　4機（発注中）
ボーイング737－800型機　5機（発注中）
エアバスA321ceo型機　4機（発注中）
エアバスA321neo型機 26機（発注中）
エアバスA320neo型機　7機（発注中）
三菱航空機MRJ90型機 15機（発注中）

③資金調達の状況

イ．当社は、平成26年６月30日に設備資金手当のため民間金融機関の協調融資により1,000億円の長期借入を実施しました。

ロ．当期において当社は、次のとおり社債を発行しました。

・平成26年９月18日　第30回無担保普通社債　150億円

ハ．当社は、バランスシートおよび金融収支の改善のため、国内主要金融機関と総額1,500億円の長期コミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区　分	平成23年度（第62期）	平成24年度（第63期）	平成25年度（第64期）	平成26年度（当連結会計年度）
売上高（百万円）	1,411,504	1,483,581	1,570,145	1,713,457
経常利益（百万円）	68,455	76,965	42,928	67,129
当期純利益（百万円）	28,178	43,140	18,886	39,239
１株当たり当期純利益（円）	11.22	13.51	5.41	11.24
総資産額（百万円）	2,002,570	2,137,242	2,173,607	2,302,437
純資産額（百万円）	554,859	773,100	751,291	803,552
１株当たり純資産額（円）	218.24	218.41	213.82	228.45

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しております。１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除後の株式数）に基づき算出しております。なお、自己株式（普通株式）については、当連結会計年度末にＡＮＡグループ従業員持株会信託が所有する当社株式15,859千株を加算しております。

２．事業上の関連性の高い航空会社に対する航空機燃料の売上取引について、売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、経営成績をより適切に表示するため、当期より売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に会計方針を変更しております。これに伴い前期については、当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

（平成27年３月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
全日本空輸株式会社	25,000百万円	100.0 %	航空運送事業
株式会社エアージャパン	50	100.0	航空運送事業
ＡＮＡウイングス株式会社	50	100.0	航空運送事業
バニラ・エア株式会社	7,500	100.0	航空運送事業
株式会社ANA Cargo	100	100.0	貨物事業
株式会社ＯＣＳ	120	91.5	エクスプレス事業
ＡＮＡシステムズ株式会社	80	100.0	コンピュータ・システムの開発・運用
ＡＮＡセールス株式会社	1,000	100.0	旅行商品等の企画販売
全日空商事株式会社	1,000	100.0	商事・物販事業

③企業結合の経過と成果

当期において、平成26年４月１日付で、当社の連結子会社であるＡＮＡエアポートハンドリング株式会社は、ＡＮＡエアポートサービス株式会社を吸収合併し、同日付で存続会社であるＡＮＡエアポートハンドリング株式会社はＡＮＡエアポートサービス株式会社に商号変更しております。

連結子会社は前記②の重要な子会社９社を含む64社、持分法適用会社は18社であります。

当期の売上高は1,713,457百万円（前期比9.1%増）、経常利益は67,129百万円（同56.4%増）、当期純利益は39,239百万円（同107.8%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外景気の下振れ等、景気を下押しするリスクが懸念されるものの、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。

このような状況の下、当社グループは、「2014～2016年度ＡＮＡグループ中期経営戦略ローリングプラン」の遂行により、「世界のリーディングエアライングループを目指す」という経営ビジョンの実現に向け、以下の施策を進めてまいります。

◎航空事業

○国内線旅客

国内線旅客では、日本の総人口が減少傾向にあることや、本年３月に延伸開業した北陸新幹線との競争激化が想定されるものの、訪日外国人の国内移動に伴う航空需要は拡大することが見込まれる他、ビジネス需要についても、日本経済の緩やかな回復基調にあわせて堅調に推移すると考えております。こうした状況の下、フルサービスキャリアとしてのサービスを充実させるとともに、需給適合の推進による収益性の確保に努めてまいります。

路線ネットワークでは、伊丹空港において低騒音ジェット機での発着が可能となる「低騒音機枠」を活用すること等により、需要に応じた路線網の充実を図ってまいります。

営業・サービス面では、訪日旅客を対象に海外で販売する国内線運賃を新設して需要喚起を図る他、国内線特典航空券のご利用に必要なマイル数を見直す等、「ANAマイレージクラブ会員」向けサービスを向上させてまいります。また、プレミアムクラスご利用のお客様への機内食サービスやＡＮＡのラウンジサービスを拡充する等、快適性の向上に努めてまいります。

○国際線旅客

国際線旅客では、世界経済が緩やかな回復基調にある中で、「首都圏デュアルハブモデル」を進化させ、事業規模を拡大させつつ、海外における販売力を強化してまいります。

路線ネットワークでは、本年６月より成田＝ヒューストン線を新規開設し、米国南部や中南米へのアクセス利便性を活かしたビジネス需要の取り込みを図ってまいります。また、本年９月より成田＝クアラルンプール線の新規開設に加え、成田＝シンガポール・バンコク線を順次増便し、アジア・北米間における乗り継ぎ利便性の向上を図る他、成田＝ホノルル線を増便し、日本発のプレジャー需要を取り込んでまいります。

営業・サービス面では、競争力と機動性を兼ね備えた運賃設定を行ってまいります。また、海外市場においては、ＡＮＡブランドとともに日本の魅力を伝えるプロモーションに継続して取り組み、日本のエアラインならではの特長を打ち出すことにより、認知度向上に努めてまいります。

○貨物

貨物では、国内線貨物の需要が伸び悩む傾向にある一方で、国際線貨物では、日本発貨物は円安基調の継続を背景に底堅く需要が推移することが期待されている他、海外発貨物および三国間輸送貨物は、アジアの成長や米国の景気回復を受けて堅調な需要が見込まれております。このような状況の下、国内線貨物では、新たに予約販売システムを導入する等、利便性の向上に努めてまいります。国際線貨物では、貨物専用機を追加導入して新規路線を開設すること等により、需要を確実に取り込んでまいります。また、沖縄貨物ハブを活用してエクスプレス貨物等の高付加価値貨物の積極的な取り込みを図り、収益基盤の強化に努めてまいります。なお、本年４月に国土交通省より認可を受けて独占禁止法の適用が除外されたユナイテッド航空との航空貨物共同事業（ジョイントベンチャー）の開始に向けて準備を進めてまいります。

○機材計画

機材計画では、成田空港を中心とした国際線の事業規模拡大や、機材小型化による国内線の需給適合等を推進するため、合計23機の機材導入を予定しております。導入予定機材の内訳は、ボーイング777－300型機２機、ボーイング787－９型機９機、ボーイング787－８型機３機、ボーイング737－800型機５機、ボーイング737－500型機３機、ボーイング767－300F型機（貨物専用機）１機となります。一方で、ボーイング767－300型機３機、エアバスA320－200型機２機の合計５機の退役を予定しております。

○その他

ＬＣＣ事業では、バニラ・エア株式会社が主基地とする成田空港において、本年４月よりＬＣＣ専用となる第３旅客ターミナルの供用が開始されました。成田空港発着路線の増便によりネットワークの充実を図るとともに、引き続きプロモーション運賃の設定等を通じた需要喚起やウェブサイトの利便性向上に努め、新規航空需要の創出を図ってまいります。

◎航空関連事業

航空関連事業では、外国航空会社の就航増加が引き続き見込まれること等から、国内空港における旅客・貨物の空港地上支援業務の受託の拡大等を通じて、グループ収益への貢献を目指してまいります。

◎旅行事業

旅行事業では、国内旅行においては、シニア層や女性を重点ターゲットとして、主力の「ANAスカイホリデー」を中心に商品を強化する等、需要喚起に努めてまいります。海外旅行においては、引き続き羽田空港および成田空港のＡＮＡ国際線ネットワークを活用した商品ラインナップの充実を図るとともに、「ANAワンダーアース」や「大人のゆとり旅」等の高付加価値商品を拡充する等、商品力の強化に努めてまいります。また、国内・海外旅行ともにダイナミックパッケージ商品の販売強化に取り組んでまいります。訪日旅行では、訪日旅客向け国内パッケージツアー商品を拡充する等、増加する訪日需要の取り込みを強化してまいります。

◎商社事業

商社事業では、既存事業の基盤強化および拡充を図るとともに、新規事業の展開等を通じて、収益の拡大に取り組んでまいります。

◎その他

その他につきましては、グループ全体での総合力の発揮を目指し、既存事業における構造改革や外部取引の拡大等を推進することで、当社グループ全体の利益拡大に貢献してまいります。

これらによって、ビジネスチャンスを確実に捉え、価値創造を実現し、安定的経営基盤の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 企業集団の主要な事業内容

(平成27年３月31日現在)

セグメント	事　業　内　容
航　空　事　業	国内線、国際線における定期、不定期航空運送事業ならびにこれに附帯する事業
航空関連事業	空港地上支援事業・整備事業・情報通信事業・貨物物流事業等
旅　行　事　業	旅行商品の企画、造成および販売等
商　社　事　業	商事・物販事業
そ　の　他	ビルメンテナンス事業・不動産事業およびその他の事業

(6) 主要な営業所および工場

（平成27年３月31日現在）

会　社　名	事業所名および所在地	
（全社）		
当社	本社事務所	東京都港区東新橋一丁目５番２号
（航空事業）		
全日本空輸株式会社	本社事務所	東京都港区
	国内営業関係事業所	東京支店、札幌支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、沖縄支店
	国内運航関係事業所	成田空港支店、東京空港支店、大阪空港支店、関西空港支店、千歳空港支店、中部空港支店、福岡空港支店、沖縄空港支店
	海外事業所	北京、天津、大連、瀋陽、青島、上海、杭州、成都、厦門、広州、香港、台北、ソウル、ムンバイ、デリー、ヤンゴン、バンコク、ハノイ、ホーチミン、シンガポール、ジャカルタ、マニラ、サンフランシスコ、サンノゼ、シアトル、ロサンゼルス、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンD.C.、ホノルル、バンクーバー、ロンドン、フランクフルト、パリ
株式会社エアージャパン	本社事務所	千葉県成田市
ANAウイングス株式会社	本社事務所	東京都大田区
バニラ・エア株式会社	本社事務所	千葉県成田市
（航空関連事業）		
株式会社ANA Cargo	本社事務所	東京都港区
株式会社ＯＣＳ	本社事務所	東京都港区
ANAシステムズ株式会社	本社事務所	東京都大田区
（旅行事業）		
ANAセールス株式会社	本社事務所	東京都中央区
（商社事業）		
全日空商事株式会社	本社事務所	東京都港区

(7) 企業集団の使用する航空機

（平成27年３月31日現在）

機種	機数	客席数	備考
ボーイング777－300型機	27	212～514	うち３機は賃借
ボーイング777－200型機	28	223～405	うち８機は賃借
ボーイング787－９型機	2	395	
ボーイング787－８型機	32	169～335	うち２機は賃借
ボーイング767－300型機	42	202～270	うち17機は賃借
ボーイング767－300F型機	10	－	うち３機は賃借
ボーイング737－800型機	31	166～176	うち７機は賃借
ボーイング737－700型機	12	38～120	うち３機は賃借
ボーイング737－500型機	17	126	
エアバスA320－200型機	20	166・180	うち８機は賃借
ボンバルディアDHC－8－400型機	21	74	うち６機は賃借
計	242		

（注）上記の他、当社所有または賃借している航空機で、外部へ賃貸している航空機が12機あります。

(8) 使用人の状況

（平成27年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
航空事業	14,314名	（375名）	118名	（12名）
航空関連事業	15,620名	（2,023名）	884名	（261名）
旅行事業	1,386名	（163名）	△45名	（△9名）
商社事業	1,333名	（874名）	110名	（113名）
その他	2,105名	（296名）	138名	（0名）
全社（共通）	161名	（0名）	△5名	（0名）
合計	34,919名	（3,731名）	1,200名	（377名）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。
２．使用人数には、当社およびその連結子会社から連結子会社外への出向社員を除きます。
３．使用人数には、連結子会社外から当社およびその連結子会社への出向社員を含みます。
４．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない全社管理部門に所属しているものであります。
５．平成26年４月１日付で、OCS Hong Kong Co., Ltd.および欧西愛司物流（上海）有限公司を連結子会社化したことを主な要因として航空関連事業の使用人数および臨時従業員数が前連結会計年度末と比べて増加しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
161名 （0名）	△5名 （0名）	47.1歳	1.58年

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。
２．使用人数には、当社から他社への出向社員を除きます。
３．使用人数には、他社から当社への出向社員を含みます。
４．平均勤続年数が1.58年となっておりますが、その理由は、当社の使用人は、主として連結子会社である全日本空輸株式会社からの出向社員で構成されており、平成25年４月１日付吸収分割の効力発生以後の平均勤続年数を記載しているためです。

(9) 主要な借入先の状況

（平成27年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	90,230百万円
株式会社みずほ銀行	89,909百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	42,486百万円
株式会社日本政策投資銀行	39,783百万円
三井住友信託銀行株式会社	38,301百万円

（注）１．上記の他、株式会社国際協力銀行による保証付き借入として、313,108百万円の借入残高があります。

２．上記の他、ＡＮＡグループ従業員持株会信託により株式会社みずほ銀行から3,292百万円の借入残高があります。

３．上記の他、連結子会社により、株式会社みずほ銀行から718百万円、株式会社三井住友銀行から224百万円、株式会社三菱東京UFJ銀行から140百万円の借入残高があります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

（平成27年３月31日現在）

①発行可能株式総数　5,100,000,000株

②発行済株式の総数　3,516,425,257株

（自己株式 4,931,030株を含む）

③株主数　513,937名

（前期末比　37,724名減）

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	98,177千株	2.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	82,798	2.36
名古屋鉄道株式会社	73,067	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口１)	40,921	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	40,899	1.16
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	40,681	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口６)	40,663	1.16
東京海上日動火災保険株式会社	40,397	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口３)	40,267	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口２)	40,140	1.14

（注）１．持株比率は自己株式（4,931,030株）を控除して計算しております。
２．千株未満の株数は切り捨てて表示しております。

●所有者別株式の状況

（平成27年３月31日現在）

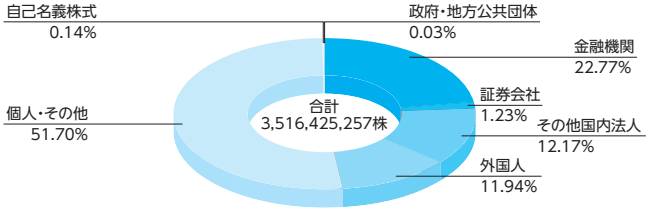

(2) 新株予約権等の状況

現に発行している新株予約権はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況

（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	大　橋　洋　治	取締役会議長 株式会社セブン銀行取締役（社外） 株式会社テレビ東京ホールディングス取締役（社外）
代表取締役社長	伊　東　信一郎	グループ経営戦略会議議長、グループＣＳＲ推進会議総括、グループ監査部担当 全日本空輸株式会社取締役会長 三菱重工業株式会社監査役（社外）
代表取締役副社長	片野坂　真　哉	グループ人財戦略部・グループ経営戦略部担当
取締役副社長	竹　村　滋　幸	調査部・アジア戦略部・空港・施設企画部担当
専務取締役	丸　山　芳　範	グループＣＳＲ推進会議議長、グループ広報部・秘書部・グループ法務部・グループ総務・ＣＳＲ部担当
専務取締役	殿　元　清　司	財務企画・ＩＲ部担当
取　締　役	篠　辺　　修	全日本空輸株式会社代表取締役社長 定期航空協会会長
取　締　役	森　　詳　介	関西電力株式会社代表取締役会長 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（社外） 株式会社ロイヤルホテル取締役（社外） 公益社団法人関西経済連合会会長
取　締　役	山　本　亜　土	名古屋鉄道株式会社代表取締役社長 矢作建設工業株式会社監査役（社外） 中部鉄道協会会長
取　締　役	小　林　いずみ	サントリーホールディングス株式会社取締役（社外） 三井物産株式会社取締役（社外）
監査役(常勤)	大　川　澄　人	株式会社関電工監査役（社外）
監査役(常勤)	井　上　伸　一	－
監査役(常勤)	金　澤　栄　次	－
監　査　役	松　尾　新　吾	九州電力株式会社相談役 一般社団法人九州経済連合会名誉会長
監　査　役	小　川　英　治	一橋大学大学院商学研究科教授 財務省国際局関税・外国為替等審議会委員

（注）1．取締役森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏は、社外取締役であります。
2．監査役大川澄人、松尾新吾、小川英治の各氏は、社外監査役であります。
3．当社は取締役森詳介、山本亜土、小林いずみの各氏および監査役大川澄人、松尾新吾、小川英治の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
4．監査役大川澄人氏は、金融機関出身者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役金澤栄次氏は、長年当社の財務・経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役小川英治氏は、長年大学教授として国際金融を研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．取締役伊東信一郎氏は、平成26年５月23日開催の一般社団法人全日本航空事業連合会年次総会終結の時をもって、同連合会の会長を任期満了により退任いたしました。
8．取締役伊東信一郎氏は、平成27年３月31日をもって、全日本空輸株式会社の取締役会長を辞任により退任いたしました。
9．取締役篠辺修氏は、平成26年５月23日開催の定期航空協会年次総会において、同協会の会長に就任いたしました。
10．取締役小林いずみ氏は、平成26年６月20日開催の三井物産株式会社の定時株主総会において、新たに同社の社外取締役に選任され、就任いたしました。
11．監査役小川英治氏は、平成26年６月23日開催の当社第69回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
12．監査役小川英治氏は、平成26年11月30日をもって、一橋大学理事・副学長を任期満了により退任いたしました。
13．監査役近藤龍夫氏は、平成26年６月23日開催の当社第69回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたしました。なお、近藤龍夫氏は社外監査役でありました。
14．取締役のうち片野坂真哉、竹村滋幸、丸山芳範、殿元清司の各氏は、執行役員を兼務しております。
15．取締役大橋洋治、丸山芳範の両氏は、平成27年３月31日をもって、取締役を辞任により退任いたしました。
16．平成27年４月１日付で取締役の役職を次のとおり変更いたしました。
代表取締役会長　伊東　信一郎
代表取締役社長　片野坂　真哉

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

③取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の総　額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			基本報酬	賞　与
取　締　役 （うち社外取締役）	9 （3）	375 （30）	326 （30）	49 （－）
監　査　役 （うち社外監査役）	6 （4）	104 （46）	104 （46）	－ （－）
合　　計	15	479	430	49

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成23年６月20日開催の当社第66回定時株主総会において年額960百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成17年６月28日開催の当社第60回定時株主総会において月額10百万円以内と決議いただいております。
3．期末日現在の取締役は10名（うち社外取締役３名）、監査役は５名（うち社外監査役３名）です。なお、上表には、平成26年６月23日開催の当社第69回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名に係る報酬を含んでおります。

④報酬等の内容の決定に関する方針

イ．取締役報酬の基本方針

取締役の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としております。

ⅰ報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保するとともに、その役割と責任に値する報酬水準を設定する。

ⅱ経営戦略に基づく業績連動報酬の導入により、経営目標達成に対するインセンティブを強化する。

ⅲ中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様と利益を共有できる報酬体系を目指す。

上記方針に基づき、社外取締役、社外有識者が過半数を占める報酬諮問委員会において、外部専門機関に依頼・調査した他社水準を考慮しつつ、当社の報酬体系およびその水準を設定しております。

また、社外取締役の報酬は、固定報酬（月額報酬）のみとしております。

なお、退職慰労金制度は、平成16年に廃止しております。

ロ．監査役報酬の基本方針

監査役の報酬は、その役割を考慮し、優秀な人材を登用・確保するための固定報酬（月額報酬）で構成しております。

なお、報酬の水準は、外部専門機関に依頼・調査した他社水準を考慮し決定いたしております。

また、退職慰労金制度は、平成16年に廃止しております。

⑤社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位 氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 森　詳介	関西電力株式会社 代表取締役会長	特別の関係はありません。
	公益社団法人関西経済連合会 会長	特別の関係はありません。
社外取締役 山本　亜土	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。
	中部鉄道協会 会長	特別の関係はありません。
社外監査役 松尾　新吾	九州電力株式会社 相談役	特別の関係はありません。
	一般社団法人九州経済連合会 名誉会長	特別の関係はありません。
社外監査役 小川　英治	一橋大学大学院商学研究科 教授	特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位 氏名	重要な兼任の状況	当社との関係
社外取締役 森　詳介	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
	株式会社ロイヤルホテル 社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 山本　亜土	矢作建設工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社外取締役 小林 いずみ	サントリーホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
	三井物産株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役 大川　澄人	株式会社関電工 社外監査役	特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

地位 氏名	活動状況
社外取締役 森　詳介	当期に開催した取締役会13回中10回に出席し、主に公共性の高い事業における経営者としての豊富な経験と高い見識から適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。 なお、平成25年度より報酬諮問委員長を務めております。
社外取締役 山本　亜土	当期に開催した取締役会には13回全てに出席し、主に運輸業界における経営者としての豊富な経験と高い見識から適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。
社外取締役 小林 いずみ	当期に開催した取締役会には13回全てに出席し、主に民間金融機関および国際開発金融機関の代表としての豊富な経験と高い見識から適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。 なお、平成25年度より報酬諮問委員を務めております。

地位 氏名	活動状況
社外監査役 大川　澄人	当期に開催した取締役会には13回全て、監査役会には13回全てに出席しております。取締役会および監査役会においては主に政策金融機関の代表としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。また、常勤監査役としてグループ経営戦略会議等にも出席するとともに内外の各事業所・部門の往査を実施しております。
社外監査役 松尾　新吾	当期に開催した取締役会には13回中11回、監査役会には13回中11回出席しております。取締役会および監査役会においては主に公共性の高い事業における経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。また、適宜代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役 小川　英治	平成26年６月23日就任以降に開催した取締役会には11回全て、監査役会には10回全てに出席しております。取締役会および監査役会においては主に国際金融等の専門家としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。また、適宜代表取締役との意見交換を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

①名称　　新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円

（注）1．当社の重要な子会社のうち、ＡＮＡセールス株式会社およびバニラ・エア株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、ＣＳＲに関するアドバイザリー業務等を委託しております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会社都合による不再任の他、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重大な疑義を抱く事象が発生した場合には、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

また、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月30日開催の当社監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「ＡＮＡグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループＣＳＲ推進会議」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。またグループ役職員の行動準則となる「ＡＮＡグループ行動基準」の制定、全役職員が閲覧できる環境を整備し、グループ内の相談・通報窓口である「ヘルプライン」やグループ内部監査を実施する「グループ監査部」の設置等、コンプライアンス組織体制を整える。
・当社および各グループ会社におけるＣＳＲ活動の責任者として「ＣＳＲプロモーションオフィサー」、ＣＳＲ活動の推進者として「ＣＳＲプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役会をはじめとする重要な意思決定または取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令および文書の作成・整理・保管および廃棄に関する「文書管理規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管する。
・監査役は業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。
・文書の保存・管理状況についてはグループ監査部が内部監査を行い、実効性を確保する体制とする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ＡＮＡグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ＡＮＡグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループＣＳＲ推進会議」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。

・当社および各グループ会社におけるＣＳＲ活動の責任者として「ＣＳＲプロモーションオフィサー」、ＣＳＲ活動の推進者として「ＣＳＲプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する体制とする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・グループ経営理念を制定し、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。

・グループ経営ビジョンの達成に向けて、グループ経営戦略等を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入する。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとする。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正かつ効率的な業務執行ができる体制とする。

・役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統等を「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化する。

・執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、グループ経営戦略会議において、合議制に基づく意思決定を行う。

⑤当該会社ならびにその親会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ経営理念に基づき、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。
・「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定め、各社の役割を明確化した上で、グループ各社を統括する担当部署を設定し、適正なグループ経営管理体制を構築する。
・グループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、当社およびグループ各社の業務監査・会計監査を実施し、業務の適正性の確保およびグループ間の不公正な取引を防止する体制を確保する。
・「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
・「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高める。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役室の使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人は、監査役に対して取締役会・グループ経営戦略会議等の社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに職務執行状況等を報告する。
・使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
・グループ監査部ならびに会計監査人は随時、監査役に対して、各部署・各グループ会社に対する監査状況についての報告および情報交換を行う。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・グループ経営戦略会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。また、取締役は、監査役とグループ監査部が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。

（注）　上記には、当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合せた表現に変更したものであり、改定後の体制は東京証券取引所および当社ウェブサイトにおいて開示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		負債の部	
流動資産	692,783	流動負債	666,677
現金及び預金	43,901	支払手形及び営業未払金	182,198
受取手形及び営業未収入金	144,321	短期借入金	200
有価証券	278,692	1年内返済予定の長期借入金	138,263
商品	9,065	1年内償還予定の社債	65,000
貯蔵品	54,305	リース債務	6,566
繰延税金資産	33,216	未払法人税等	26,179
その他	129,468	発売未決済	120,449
貸倒引当金	△185	賞与引当金	29,920
固定資産	1,608,906	資産除去債務	81
有形固定資産	1,295,208	その他	97,821
建物及び構築物	113,604	固定負債	832,208
航空機	873,662	社債	75,000
機械装置及び運搬具	26,955	長期借入金	514,403
工具器具及び備品	10,108	リース債務	20,399
土地	51,813	繰延税金負債	2,779
リース資産	12,918	賞与引当金	2,118
建設仮勘定	206,148	役員退職慰労引当金	529
無形固定資産	85,250	退職給付に係る負債	160,562
投資その他の資産	228,448	資産除去債務	744
投資有価証券	117,027	その他	55,674
長期貸付金	4,350	負債合計	1,498,885
退職給付に係る資産	77	純資産の部	
繰延税金資産	34,835	株主資本	785,082
その他	73,205	資本金	318,789
貸倒引当金	△1,046	資本剰余金	282,209
繰延資産	748	利益剰余金	189,353
		自己株式	△5,269
		その他の包括利益累計額	13,198
		その他有価証券評価差額金	30,684
		繰延ヘッジ損益	5,279
		為替換算調整勘定	3,855
		退職給付に係る調整累計額	△26,620
		少数株主持分	5,272
		純資産合計	803,552
資産合計	2,302,437	負債純資産合計	2,302,437

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売上高	1,713,457
売上原価	1,335,084
売上総利益	378,373
販売費及び一般管理費	286,832
営業利益	91,541
営業外収益	12,499
受取利息	775
受取配当金	952
資産売却益	2,325
持分法による投資利益	2,150
その他	6,297
営業外費用	36,911
支払利息	13,732
為替差損	4,379
資産売却損	3,147
資産除却損	6,332
退職給付会計基準変更時差異の処理額	6,137
その他	3,184
経常利益	67,129
特別利益	11,985
固定資産売却益	681
投資有価証券売却益	296
厚生年金基金代行返上益	943
補助金収入	23
退職給付制度改定益	9,945
その他	97
特別損失	1,131
固定資産売却損	71
投資有価証券売却損	222
投資有価証券評価損	409
減損損失	111
特別退職金	89
和解金	165
年金制度改定関連費用	55
その他	9
税金等調整前当期純利益	77,983
法人税、住民税及び事業税	30,971
法人税等調整額	6,985
少数株主損益調整前当期純利益	40,027
少数株主利益	788
当期純利益	39,239

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	318,789	281,955	155,820	△6,330	750,234
会計方針の変更による累積的影響額			3,715		3,715
会計方針の変更を反映した当期首残高	318,789	281,955	159,535	△6,330	753,949
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,467		△10,467
当期純利益			39,239		39,239
自己株式の取得				△49	△49
自己株式の処分		254		1,110	1,364
連結範囲の変動			1,046		1,046
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		254	29,818	1,061	31,133
当期末残高	318,789	282,209	189,353	△5,269	785,082

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,201	15,350	453	△30,168	△4,164	5,221	751,291
会計方針の変更による累積的影響額							3,715
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,201	15,350	453	△30,168	△4,164	5,221	755,006
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△10,467
当期純利益							39,239
自己株式の取得							△49
自己株式の処分							1,364
連結範囲の変動							1,046
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	20,483	△10,071	3,402	3,548	17,362	51	17,413
連結会計年度中の変動額合計	20,483	△10,071	3,402	3,548	17,362	51	48,546
当期末残高	30,684	5,279	3,855	△26,620	13,198	5,272	803,552

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		負債の部	
流動資産	364,869	流動負債	352,334
現金及び預金	1,937	営業未払金	1,283
営業未収入金	16,440	短期借入金	111,780
リース投資資産	21,276	１年内返済予定の長期借入金	137,936
有価証券	278,680	1年内償還予定の社債	65,000
前払費用	1,317	リース債務	3,839
営業外未収入金	17,467	未払費用	10,066
繰延税金資産	588	未払法人税等	20,473
その他	27,162	その他	1,955
固定資産	1,389,713	固定負債	616,906
有形固定資産	1,140,750	社債	75,000
建物	86,477	長期借入金	513,398
構築物	2,530	リース債務	7,259
航空機	806,023	役員退職慰労引当金	30
機械及び装置	864	資産除去債務	326
工具器具及び備品	311	その他	20,891
土地	51,784	負債合計	969,241
リース資産	2,092	純資産の部	
建設仮勘定	190,666	株主資本	725,381
無形固定資産	747	資本金	318,789
ソフトウェア	25	資本剰余金	281,764
その他	721	資本準備金	253,812
投資その他の資産	248,215	その他資本剰余金	27,952
投資有価証券	78,079	利益剰余金	128,893
関係会社株式	71,543	その他利益剰余金	128,893
長期貸付金	46,780	特別償却準備金	2,081
繰延税金資産	19,960	固定資産圧縮積立金	551
その他	31,851	繰越利益剰余金	126,259
繰延資産	356	自己株式	△4,066
株式交付費	91	評価・換算差額等	60,317
社債発行費	264	その他有価証券評価差額金	27,733
		繰延ヘッジ損益	32,583
		純資産合計	785,698
資産合計	1,754,939	負債純資産合計	1,754,939

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業収益	**191,338**
賃貸収益	185,376
関係会社受取配当金	5,702
その他	259
営業原価	**127,725**
営業総利益	**63,613**
一般管理費	**11,147**
営業利益	**52,465**
営業外収益	**6,041**
受取利息及び配当金	1,869
為替差益	1,470
資産売却益	2,264
その他	436
営業外費用	**19,571**
支払利息	13,848
資産除却損	3,803
その他	1,919
経常利益	**38,934**
特別利益	**313**
投資有価証券売却益	285
その他	28
特別損失	**242**
関係会社株式売却損	222
その他	19
税引前当期純利益	**39,006**
法人税、住民税及び事業税	13,322
法人税等調整額	4,951
当期純利益	**20,733**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	318,789	253,812	27,694	281,506	3,186	529	114,916	118,631	△5,122	713,805
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△1,104		1,104	－		－
固定資産圧縮積立金の積立						22	△22	－		－
剰余金の配当							△10,471	△10,471		△10,471
当期純利益							20,733	20,733		20,733
自己株式の取得									△48	△48
自己株式の処分			257	257					1,105	1,363
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計			257	257	△1,104	22	11,344	10,261	1,056	11,576
当期末残高	318,789	253,812	27,952	281,764	2,081	551	126,259	128,893	△4,066	725,381

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,484	5,166	14,650	728,456
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の積立				－
剰余金の配当				△10,471
当期純利益				20,733
自己株式の取得				△48
自己株式の処分				1,363
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18,249	27,417	45,666	45,666
事業年度中の変動額合計	18,249	27,417	45,666	57,242
当期末残高	27,733	32,583	60,317	785,698

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

ＡＮＡホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　岡　研三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　丸山 高雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　安藤 隆之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＡＮＡホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＮＡホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

ＡＮＡホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　岡　研三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　丸山 高雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　安藤 隆之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＡＮＡホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、グループ経営戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議および稟議書類を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務するとともに子会社監査役と連携した監査活動を実施し、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、また、子会社およびその主要な事業所等を訪問し、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

ＡＮＡホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	大　川　澄　人	㊞
常勤監査役	井　上　伸　一	㊞
常勤監査役	金　澤　栄　次	㊞
監　査　役（社外監査役）	松　尾　新　吾	㊞
監　査　役（社外監査役）	小　川　英　治	㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会　会場ご案内図

《会　場》グランドプリンスホテル新高輪
「国際館パミール」
東京都港区高輪三丁目13番１号
電話　03-3442-1111

〔交通〕
●JR「品川」駅（高輪口）または京浜急行「品川」駅下車
　徒歩：約８分
●都営地下鉄浅草線「高輪台」駅下車
　徒歩：約６分

〔お願い〕
　ご来場に際しましては、駐車場に限りがございますので
　極力公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。